

令和7年度 「いじめ」防止基本方針

安来市立井尻小学校

1 いじめに対応する基本的な方針

- ◎いじめを受けた児童が「心身の苦痛を感じているもの」をいじめの定義とし、いじめを見落とすことがないように、いじめを受けた児童の立場に立ち、いじめを広くとらえて対応していく。
- ◎いじめの発生は避けたいが、いち早く気づいて校内で情報を共有することは恥ずべきことではないという、いじめ対応をしやすい環境づくりをする。
- ◎教育活動全体を通じて、「いじめは絶対に許されない」との意識を児童一人一人に徹底する。
- ◎「いじめ」に対しては、「しない。させない。許さない。」という毅然とした態度で対応する。
- ◎「いじめ」は、どの児童にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識して指導にあたる。
- ◎日頃から児童の発信を見逃さないよう、「いじめ」の早期発見に努める。
- ◎児童の悩みを親身になって受け止め、いじめられている児童の立場に立った指導を行う。
- ◎全教職員が一人一人の児童を大切にする意識を強くもつ。
- ◎情報交換や共通理解を図りながら、特定の教員がいじめの問題を抱え込むことのないよう、学校全体で組織的に対応する。
- ◎対応にあたっては、家庭・学校・地域社会・行政など全ての関係者がそれぞれの役割を果たしながら、一体となって取り組む。

2 具体的取組事項

(1) 早期発見と早期対応

<実態把握と児童理解>

- ① 日ごろの観察や声がけ等による実態把握
 - ・日記、日々の観察、声がけ等を重視するとともに、定期的なアンケートを行い、サインを見逃さないようにする。
- ② いじめを受けていても、本人がそれを否定する場合があることや、軽微に見えることでも苦痛が蓄積する場合があることを踏まえ、児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
- ③ 職員会議等による情報交換
 - ・「いじめ」の把握にあたっては、全教職員の連携を密にする。
- ④ 各種調査の効果的な活用
 - ・学力調査、生活実態調査、アンケートQU等の結果や分析を効果的に活用する。
- ⑤ 教育相談の実施
 - ・普段から担任に何でも話せる学級づくりに努める。
 - ・教育相談を実施することにより、児童の悩みや要望等を早期に受け止める。
 - ・校内での相談窓口を明確にし、気楽に話せる場を確保する。
- ⑥ みまもり隊・交流センター等との連携
 - ・校外での様子について普段から情報を得るように努める。

<発生時の対応>

- ① 事実の確認
 - ・発見者（担任等）は生徒指導主任、管理職への報告・連絡・相談を迅速に行う。
- ② いじめ対策委員会（ケース会議）
 - ・可能な限り早期（24時間以内）に「いじめ対策委員会」を招集・開催し、組織をあげて対応に取り組む。
- ③ いじめられた児童への対応・いじめた側の児童への指導・周辺児童への指導
 - ・複数体制で、確実に児童一人一人への事実確認を行う。集めた情報は、個別の児童ごとに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

- ④ 周囲の児童への働きかけ
 - ・いじめを見ていた児童に対しては、自分の問題としてとらえさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。
- ⑤ 保護者との連携
 - ・いじめを受けた児童の保護者に対し、調査を開始する前に丁寧な説明を行い、被害を受けた児童の意向を踏まえた調査が行われることを担保する。
 - ・保護者等からの情報収集を行い、迅速且つ正確な事実把握に努める。
 - ・いじめた側、いじめられた側双方の保護者との連携を密にし、『冷静・迅速・誠意』のある真摯な態度で対応にあたる。
- ⑥ 被害児童を徹底的に守り、安心安全を確保する。その後、いじめに係る行為が止み、少なくとも3か月を目安としていじめの解消とする。

(2) いじめ問題への組織的な取組み

- ①管理職のリーダーシップ、教職員や保護者との体制づくり
 - ・「いじめ」の問題の重大性を全教職員が認識し、管理職を中心として組織で対応する。
 - ・「いじめ対策委員会」（校長・教頭・担任・生徒指導主任・養護教諭）を位置づけ、チーム体制や相談体制を機能させる。
 - ・児童についての情報交換を定期的に行い、全教職員で全児童を支える。
 - ・「いじめ」の問題について、特定の教員が抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、全校体制で対応に取り組む。また、普段から何でも話せる教職員間の人間関係づくりに努める。
 - ・いじめ防止基本方針に基づく取り組みの実施状況を、学校評価の評価項目に位置づけ、改善に役立てていく。
- ②教職員の共通理解と資質向上
 - ・年度初めに「いじめ」対応マニュアルの点検を行い、全教職員で確認する。
 - ・「いじめ」の対応について校内研修会を行い、全教職員で共通理解を図る。（「いじめ問題に対する取組事例集」の活用）
 - ・いじめ問題に対する学校の取組みについてチェックする。（島根県のチェック表を使用）
 - ・児童の表情等の変化から、「いじめ」等を見逃さない鋭い感性をもった教職員を育成する。

(3) 児童への指導

- ①充実感・満足感・達成感が得られる授業づくり
 - ・児童一人一人が存在感を味わうことができる授業づくり、そのための教材研究等に努める。
 - ・豊かな関わりの中で、自己をいきいきと表現する児童の育成に努める。
- ②道徳教育の充実
 - ・道徳の時間を充実させることにより、思いやりや生命の大切さ等を学習する機会とする。
- ③人権・同和教育の充実
 - ・各教科や領域をとおし、人権意識の高揚に繋がる授業づくりに努める。
 - ・人権・同和教育を全ての教育の基底に据えて教育活動を行う。
 - ・人権週間には人権集会等を実施し、児童の意識の高揚を図る。
 - ・人権・同和教育に視点をあてた学習公開をすることにより、保護者への啓発を図る。
- ④心の教育の充実
 - ・「誉めて伸ばす」指導を心がけ、自尊感情や自己肯定感の高揚に努める。
 - ・お互いの良さに気づく機会を設ける。
 - ・図書ボランティア・教職員による読み語りなどをおし、心に響く読書活動を行う。
 - ・魚や花の世話を通して、命を大切にすることを育む。
 - ・児童への日々の声かけを重視し、安心して学校生活を送ることができるようにする。

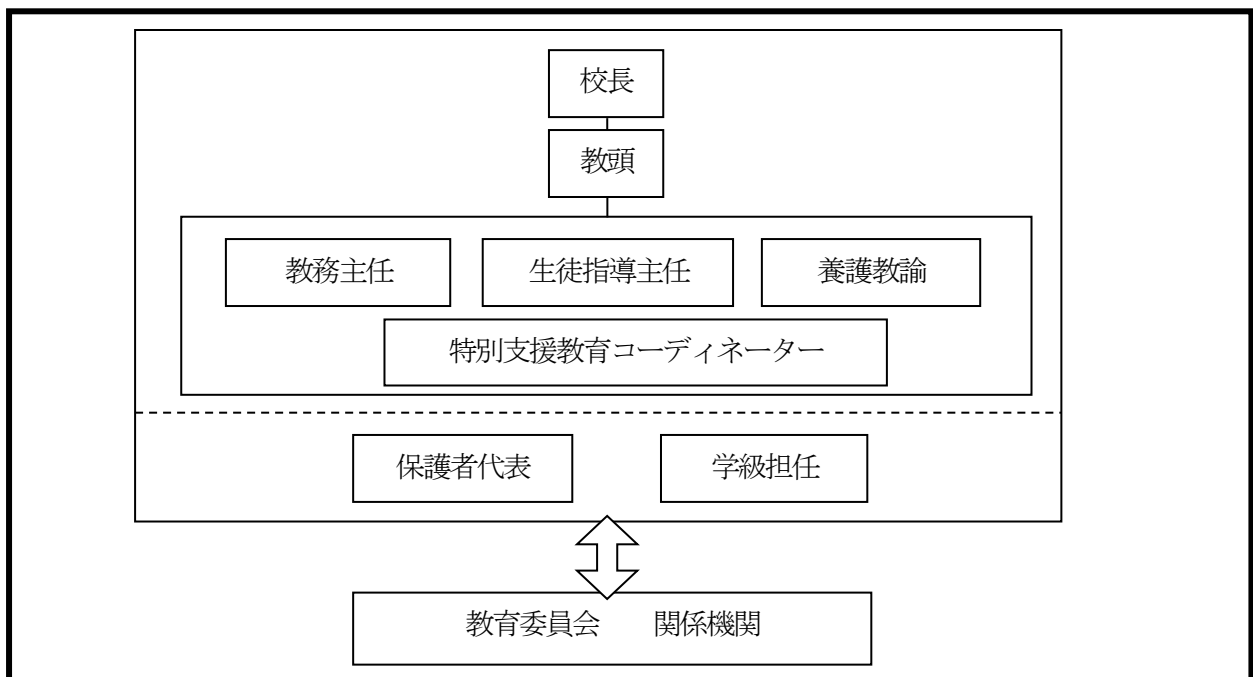
- ・ふるまい向上に向けての努力や他者評価により、自己有用感の高揚に努める。
- ⑤居場所、存在感が感じられる学級集団づくり
 - ・児童一人一人の存在が認められ、言いたいことを安心して言える学級づくりに努める。
- ⑥多様な人間関係の構築
 - ・そうじ、給食、学校行事等での縦割り班の活動やロング昼休みの全校遊びなど、異学年との交流の機会を通して、よりよい人間関係づくりに努める。
- ⑦体験活動の充実
 - ・他と関わる体験活動を重視し、幅広い人間関係の構築に努める。
 - ・感動体験の機会を増やし、豊かな感性を育てる。
- ⑧いじめや人権問題について、全校集会で児童が考え、議論するなどの主体的な活動を行う。
- ⑨学校基本方針の周知
 - ・いじめが発生したとき、学校はどのように対応していくのかを、いじめ防止基本方針をもとに児童や保護者にあらかじめ示し、学校生活を送る上で安心感を与える。

(4) 家庭・地域との連携

- ①家庭等との連携
 - ・学校と家庭がそれぞれの役割を果たしながら、協力して児童の健全育成を図る。
 - ・PTA研修会や公開授業等を通して、保護者への啓発、意識高揚を図る。
 - ・学校便りや学級便りを通じ、信頼される学校づくりや学級づくりに努める。
- ②地域社会・学校間等との連携
 - ・地域行事、会合等を通じて、情報収集や情報交換に努める。その際、プライバシーの保護に十分配慮する。
 - ・こども園、町内小学校、中学校との連携を密にしながら、児童に関する情報交換に努める。
 - ・地域からの児童に関する情報を受け入れ、真摯な態度で対応する。
 - ・みまもり隊・交流センター等と連携し、校外での様子について普段から情報を得るように努める。

3 組織

「いじめ対策委員会」は、次のとおりである。



いじめ問題への組織的対応（重大事案等）は、次のとおりである。

